

若松学園 高稜高等学校 いじめ防止基本方針(令和7年度)

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 いじめとは、「当該生徒との一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの。」

いじめは、絶対に許されない人権侵害行為である。本校では、「いじめを見逃さない・許さない」学校づくり、環境づくりを念頭に置き、教育活動を行う。その為に、いじめの未然防止と早期発見を目標に掲げ全職員で共有する。いじめ問題が発生した際は、迅速に対応し、早期解決に向けて、組織的に取り組む。

2 基本理念

いじめ防止対策推進法

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- ・いじめは、どの生徒にもおこりうる、またどの生徒も被害者にも加害者にもなる事実を認識し、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。
- ・生徒が、安全且つ安心して学校生活を送ることができるように、HRクラス、授業、学校行事等のあらゆる場面でいじめは絶対に許されない行為であることを認識させ、相手を思いやり、規律ある正しい態度で取り組ませることにより、お互いの人格を尊重する心を養う。

3 いじめの未然防止

I 道徳教育の充実

道徳教育を通じて、「共感力・思いやりの心の育成」「規範意識の醸成」「問題解決能力の向上」「自己肯定感の向上」を育むことで、いじめを未然に防ぎより良い学校環境を築くことを目指す。

II いじめの早期発見・相談体制の整備

- ・個人面談や学校アンケート(年6回)、部活動に関するアンケート(年3回)を実施し、いじめを見逃さず、早期発見につなげる。また、部活動指導員や非常勤講師がいじめの発見や相談・通報を受けたときの対応についても、顧問や担任に迅速に報告するなど周知、徹底する。
- ・いじめは、教職員の気づかない場所や時間または、からかいや悪ふざけ等から発展することを認識し、生徒の些細な変化を見逃さない意識を常に高めておく。

- ・生徒、保護者との信頼関係を築き、様々な特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・いじめの発見や通報を受けたり、いじめを認知したりした場合は、担当教職員が一人で事案を抱え込むことがないように支援し、学校として共有した情報を基に、いじめ防止対策推進委員会を中核として、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行う。そして、生徒が一刻も早く安心して学校生活を送ることができるよう、関係機関や専門機関等と連携しながら、いじめが確実に解消されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解消後もきめ細かく見守りを行う。

*「解消」とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない(本人及び保護者に面談等により確認する)と認められること。

※ただし、必要に応じ他の事情も勘案して、いじめ防止推進委員会を開き、校長が判断するものとする。

Ⅲ インターネット対策

表面化しにくいSNS等を利用したいじめは、発覚も遅れがちとなり、問題を複雑化させる傾向にあるため、定期的に講習などの教育活動を行い啓蒙を図る。

Ⅳ いじめ防止計画・教育相談実施計画

いじめ防止等に関する職員研修会(8月開催予定)を実施。また、教育相談(月2回開催)及び教育相談推進委員会(月1回開催)において、生徒一人ひとりの状況を確認した上で、全職員間で情報を共有し、未然防止につなげる。

4 いじめに対する措置と対応(生徒・保護者)

- ・該当生徒から正確な事実を確認し、職員間で情報を共有するなどの連携を図り、早期解決に向けて迅速に対応するとともに、速やかに県へ報告する。
- ・いじめを確認した場合、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得て、保護者と連携し適切に対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ・いじめ防止対策委員会において、関係職員及び心理・福祉等の専門家で組織的且つ、迅速に適切な対応をとる。保護者への連絡、対応、指導方針の確認等を行い、解決に向けて取り組む。
- ・被害生徒の人権を守るために、事実を把握し、あらゆる措置を速やかに講ずる。また、単に謝罪をもって安易に解決したと判断せず、その後の被害生徒の動向を注意深く見守る。
- ・いじめた生徒の指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させ、教育的配慮の下、毅然とした対応をする。
- ・いじめが重大な犯罪行為であると認められる場合は、関係機関と適切に連携し対応する。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「いじめにより」とは、上記1，2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- I 学校は重大事態が発生した場合、速やかに県知事へ報告する。
- II 学校は、重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに当該重大事態の性質に応じて適切な組織を設け、アンケートの実施や教職員や関係者等から聞き取りを行うなど適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- III 学校は、調査を行ったときは、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。また、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える。

6 いじめ防止等対策のための組織

いじめ防止対策推進法

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- | | | |
|-----|---------|---|
| I | 組織の名称 | いじめ防止対策推進委員会 |
| II | 構成する教職員 | 校長・教頭・事務長・生徒指導主事・学年主任・人権担当・養護教諭
当該クラス担任、関係の深い教職員(部活動顧問等) |
| III | 外部委員 | スクールカウンセラー、スクールサポーター、PTA役員等 |
| IV | 組織の役割 | ①学校長を中心に基本方針に基づく取組の具体的計画や実施
②いじめの疑いがある情報があつた場合は、緊急会議を開いて、いじめの情報の共有、関係生徒への事実確認、指導や支援体制・対応方針を決定し、保護者との連携と対応を組織的に実施 |

V 重大事態に係る調査のための組織の役割と機能

いじめ防止対策推進法

第28条 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① 重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」の組織を母体として、事態の公平性・中立性を確保できる組織を置く。
- ② ①の組織により、アンケートやその他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を計画にするための調査を行う。

7 学校評価

教職員は、年度末の自己評価において、いじめの防止等のための対策に関する項目を重点的に評価する。評価においては、いじめの実態把握、いじめへの措置の適切性に加え、早期発見のための取組、再発防止策の効果についても検証する。